

経済産業省

平成14・10・01 原第1号

平成14年10月1日

東京電力株式会社

取締役社長 南 直哉 殿

経済産業大臣 平沼 赳夫

原子力発電所における自主点検作業記録の不正等の問題について

貴社原子力発電所の自主点検記録に係る不正等の疑いがある29件の事案について、当省として調査、分析を行ってきた。このうち、16案件については、法令で定める技術基準に抵触するか否かを確認すべきであったにもかかわらず確認をせずに放置したり、法令に定められた書類保存義務を果たさなかった可能性があるなど、法令上の問題を指摘すべきもの、あるいは、国が報告を求めていた事項を報告しなかったり、報告内容に虚偽の記載が含まれていたりするものなど、問題があるとの所見を得た。

このように問題となった事案は、貴社の安全に対する姿勢に疑いを招くものであるばかりか、エネルギー供給の基幹をなす原子力そのものに対する国民の信頼を大きく損ない、原子力施設立地地域の住民に不安をもたらす結果になったことは誠に遺憾である。特に、データの改ざんや虚偽報告は、原子力施設に対する国民の信頼を根本から崩すものであったと言わざるを得ない。

当省の調査により、貴社自らが定めた各種行動規範が社内で十分周知徹底されていないこと、社内の連絡、チェック体制、全社的な監査体制及び経営幹部への

情報伝達が適切に機能していなかったこと等、原子力施設を管理する事業者すべてに求められる品質である安全性について、組織的に確保するシステムが欠如していたことが明らかとなった。こうした安全確保活動における品質保証システムの欠如が、情報を国に報告したり、公開した場合に、その後の対応が必要になることについての懸念と相まって、極端な場合には記録の改ざんや隠ぺいにつながる要因となったと考えられる。

当省としては、原子力発電所の安全確保に責任を有する貴社において、品質保証システムが機能せず、このような事案を発生させたことについて、貴社に対し、厳重に注意を行う。また、再びこのようなことが発生しないよう、貴社において、品質保証システムの再構築を図るとともに、上記のような事案に繋がった要因を根絶するためには、原子力の安全性と信頼性の確保に対する企業倫理の再建を図ることが必要であるとの認識の下で、組織風土の改革と真の安全文化の醸成を図ることを強く求める。

当省としては、貴社において品質保証システムが適正に機能していなかったこと、とりわけ全社的なチェック、監査体制が十分機能していなかったことを重く受け止め、原子力発電所の安全確保活動を厳正に確認するため、貴社に対し、当面、特別な保安検査の実施、定期検査の特に厳格な実施、溶接自主検査実施体制に係る特別な調査等の行政措置（別紙）を講じることとする。また、貴社の再発防止対策の具体的な進捗状況を平成14年度末までに当省に報告することを求める。

なお、貴社に対しては原子力施設に係る総点検を指示しているところであり、新たな不正の報告がなされた場合には、改めて必要な対応をとることがあることは当然であり、この旨付言する。

1. 特別な保安検査の実施

貴社の各原子力発電所については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第5項の規定に基づく国の保安検査の重点検査対象とし、保安規定の全項目にわたって詳細に検査し、所内の意思決定体制、報告体制、安全評価、補修、記録保存等、品質保証活動に重点を置いた特別な検査を行い、今後貴社において保安規定の見直しを行う際には、これらの検査結果が十分に反映されるよう確保することとする。

2. 定期検査の特に厳格な実施

貴社の各原子力発電所に係る電気工作物については、電気事業法第54条の規定に基づく国の定期検査に関し、現在実施中の検査を含め至近の検査において、機能・性能検査に加え、試験実施手順や点検・補修記録の確認も行う等、特に厳格に実施することとする。

3. 溶接自主検査実施体制に係る特別な調査

貴社の溶接自主検査の実施に係る体制については、貴社の自主点検に問題があった事実に鑑み、特別な措置として、貴社の溶接自主検査実施体制につき報告を徴収し、必要があれば立入検査を行うこととする。

4. 工事計画認可等に際しての工事理由の調査

貴社の各原子力発電所に係る電気工作物について、電気事業法第47条及び第48条の規定に基づき設置又は変更の工事計画の認可申請及び届出があった場合においては、国が審査するに当たり、申請書類中の工事理由につき十分な確認・調査を行うこととする。

5. 使用前検査の特に厳格な実施

貴社の原子力発電所に係る電気工作物については、設置又は変更の工事の後における電気事業法第49条の規定に基づく国の使用前検査において、仕様の確認や完成時の性能・機能検査に加えて、製造・設置時の検査記録・調達記録の確認も行う等、特に厳格に実施することとする。